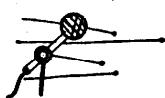


**講 演****新世界情報秩序の確立†**

永 井 道 雄†

**1. 新国際経済秩序とは何か**

情報処理学会の20周年記念講演の講師として、私が適任かどうかを危ぶむわけですが、新世界情報秩序、ニュー・ワールド・インフォメーション・オーダー、NWIO、ニュイオーといつておりますが、これが1970年代、国際的に非常に大きな問題になってまいりまして、私は、1977年からこの問題にかかわってきておりますので、情報の問題について深いご关心をお持ちの当学会に、そういう意味でお招きをいただいたと考え、新世界情報秩序について、お話を申し上げるわけでございます。

まず最初に申し上げたいのは、なぜ、こういうことが問題になってきたかという経過であります。

第二次大戦後に、非常に多くの旧来の植民地というものが政治的な独立を遂げまして、現在国々の数は160近くになりました。

しかしながら、それは政治的な独立であります、経済的な従属関係というものは解消しない。そのことから、1970年代の一つの重要な国際的課題は、新国際経済秩序、ニュー・インターナショナル・エコノミック・オーダー、これは「ニイエオー」、NIEO、と申しますが、これであったわけでございます。

現在、中東を中心に起っております石油の価格についての、発展途上国と先進工業国との交渉、ないしは、攻防というようなものも、その一つの現われでありますけれども、そうした、いわば個別の問題ではなくて、基本的に旧来の国際経済秩序を変えて、そして新しい経済秩序というものをつくっていきたいという要望が、主として国連におきまして、1970年代に提案されたわけです。

その詳細の経過は省きますが、最終的には、1974年の4月国連資源特別総会で、新国際経済秩序について

の宣言が採択されるにいたりました。

その宣言は、20項目にわたる原則を含んでおりますけれども、20項目にわたって論点というものは何であるかと申しますと、およそ3つあったと思います。

第一は、今後の世界の経済のデシジョン・メーキング、経済活動の決定過程に、すべての国が平等の資格で参加すること。

このことを発展途上国と先進国との間で合意したわけでございます。

第二番目には、発展途上国は、政治的な主権というものを確立しておりますけれども、経済的な主権というものが、事実上確立されているかどうかに、非常に疑いがあるので、経済的な主権の確立の方向に向かって、国々が協力するということあります。

そして第三番目には、そうした形で発展途上国が先進国との間に経済活動の決定過程に参加し、主権を尊重していくという場合、当然、開発途上国の開発戦略というものを持たなければいけませんから、その開発戦略というものを具体的に明らかにして、次第に国際的合意に達していく。

例を挙げますれば、たとえば、天然資源の利用、また、資源の有効な経済的活用、こうした問題についての戦略を個別の国が認めると同時に、これを国際的な交渉の場において明らかにしていくということでございます。

**2. 新情報秩序をめぐる動き**

これと並行いたしまして、同じ時期、1974年でございますから、いまからほぼ6年前になりますがその時点で、ニュー・ワールド・インフォメーション・オーダー、新世界情報秩序というものが、これは国連ではなくて、ユネスコでもって討議されていたわけでございます。

その場合、主要な問題になりましたのは、発展途上国と先進国との間にあるインバランス、不均衡を是正したいという要望が発展途上国との間から出たことでござ

† 情報処理学会創立20周年記念講演（昭和55年5月20日）  
於東京会館

†† 元文部大臣

ざいます。

ただ情報の不均衡というものを是正するということになりますれば、情報をめぐって、とりわけ重要なのは、それぞれの人間がコミュニケーションを行う基本的な人権ともいるべきものを持っている。また、それに基づいて西洋世界におきましては、伝統的に表現の自由、また、報道の自由、言論の自由というものがございますから、そういう自由というものが均衡は正の過程において無視されてはいけないという批判が、主として先進工業国の中から起りまして、74年、75年、76年というのは、こうした討議が進行していたときでございます。

原則的には、なるほど政治秩序が新たになる。そして、また、経済秩序が変わっていく。そうすると経済の発展というもの、そして国際的な秩序というものも、情報を抜きにしては考えられませんから、政治、経済と並ぶ、情報秩序をつくることが望ましいということについては合意をえたわけでございます。

しかしながら、それをどのようにつくりあげていくかということについて討議が行われまして、1976年、エコノミック・オーダーの宣言が採択されました2年後ですが、76年には、ケニアのナイロビで、ユネスコ総会が開かれました。このときに提案されました、新情報秩序についての宣言、これは学問や教育よりも、どちらかといいますと、マスメディアに關係したものでございまして、「新マスメディア宣言」と呼ばれているわけでございますが、この案というのは非常に激しく討議されました。

なぜ、激しく討議をされたかといいますと、発展途上国と先進国との間に、情報のインバランスがある。それは量的にも、質的にもございます。

量的というのは、たとえば、先進国から発展途上国に流れています情報量は、これは非常に大きいわけでございますし、また、どの発展途上国でも、そこから先進国に伝えられる情報量というものは、きわめて限定される。

質的というのは、たまたま発展途上国から先進国に情報が流れます場合にも、マスメディアについて申しますと、革命とか暗殺、クーデターというような事件は報道されるわけでございますが、その背後にある社会、経済、文化の構造的変化というようなものは、容易に知らされない。

こうしたことがきわめて不均衡であるという指摘があるわけです。

そこで、それを是正することはよろしいけれども、こうした大がかりな、大きな問題を是正していくのにには、国家の義務、デューティ・オブ・ザ・ステーツ、というものを考えて、国家にその責任を持ってもらわなければいけないという意見が、76年の段階では非常に強かったです。

これは発展途上国の一端と、さらに、社会主義、具体的にはソ連邦が非常に強く、こうした宣言を通すことを主張いたしました。

そういたしますと、たとえば、発展途上国におけるさまざまな現象というものを、今後、自由にニュース・ソースに接近いたしまして報道していくということは、果して可能かどうかという疑問が生じたわけでございます。これはアメリカ合衆国が主として、きわめて鋭く、当時の宣言案に反対したわけでございます。

均衡は結構であるけれども、自由の問題はどうなるのかという批判が出たわけでございます。

私が所属いたしました委員会は、76年のナイロビのユネスコ総会というものの案が流れました後にできました。ただ委員会については、後で触れることにいたしまして、78年に、2年ごとに総会が開かれますので、今度ユネスコ総会が、パリで開かれたときにどうなったかを申しましょう。その2年間にさまざまな交渉が続けられました。また、私が所属いたしておりました委員会も活動いたしました。その結果、78年の総会におきましては、それは今後の世界の情報秩序においては、それぞれの国の中、また、国際間における不均衡の是正というものを原則としなければいけない。

同時に、是正の過程において、表現の自由、言論の自由、また、報道の自由、ニュース・ソースへのアクセス、接近の自由、こうしたものを確保すべきだということが、宣言案の中にうたわれるに至ったわけでございます。ソ連邦を中心といたします社会主义国も自由国も、それから発展途上国も、すべて合意をいたしまして、自由と均衡を原則とする宣言案というものが、満場一致で採択されるに至りました。

さて「コミュニケーション問題研究国際委員会」は、1977年に発足をいたしました。

これはユネスコ事務局長、セネガルのご出身でございますが、ムボウ事務局長の発案によりまして、事務局長の指名による委員会が成立したわけでございます。

この委員会は、いま申し上げましたようにユネスコ事務局長の諮問に答える委員会でございますが、コミュニケーション問題についての専門家をもって組織するということで、アイルランド出身の、ショーン・マクブライドという人が委員長になりましてそれに15人が加わりまして、16人の委員によって構成されることになりました。

ショーン・マクブライド氏については、すでにご存知の方も多いと思いますが、この方はアイルランドの通信社も経営しておられ、また、ノーベル平和賞の受賞者でもあり、アムネスティ・インターナショナル、政治の自由を認めている組織体でございますが、これの組織の設立者であり、現在、会長でもある方でございます。

このショーン・マクブライド氏が委員長になりました、あと15人が参加したわけでございますが、15人全部を申し上げるわけにいきませんから、2、3申し上げておきますと、フランスの「ルモンド」という新聞がございますが「ルモンド」の設立者、初代社長でありました、ブーメリーという人。それからアメリカ合衆国は、スタンフォード大学でコミュニケーション講座を持っております、エリー・エーベル教授。それからソ連邦は、現在、党の報道部長をやっておりますザミアチン氏、当時は、タス通信の社長でございます。

それから発展途上国で申しますと、インドネシアに「インドネシア・ラヤ」という新聞がございますが、この編集をやっていましたモクター・ルーピス。それからインドは、これもジャーナリストとして非常に活動してきた人、ベルギース氏、それから私も参加いたしました。

これは国別の参加ではなく、したがって、私も日本を代表して参加したわけではございません。そうではなくて、国際的な専門家委員会ということで参加をいたしたわけでございます。

この委員会は発足が76年の秋、そして本年の2月まで、8回にわたって会議を開きました。開きますと、大体、1週間会議をするもんですから、実質的には、ほぼ2か月間審議をいたしたことになります。

その間、草案を何度も書き直しました。そして、この2月に草案が最終報告になりますて、ユネスコ事務局長に提出されました。この夏には一般にも公開される予定でございますて、来年「メニー・ボイセス・ワン・ワールド」(多くの声一つの世界)という報告書になるわけでございます。

### 3. 國際的な不均衡

この報告書で大きく取り上げられた第一点は、均衡の問題でございます。

今日、コミュニケーションは、世界的に非常に発展をいたしてきてはおりますけれども、しかしながらインストラクチャー基盤を考えますというと、やはり非常に先進国が有利であるわけでして、発展途上国の場合には、想像のつかないほどの格差というものが、先進国との間にあるということは広く認められております。

たまたま、日本とアジアというふうなことで、報告書の中に入れましたデータをそこに紹介してございますが、まず、人口で申しますと、日本はアジアの人口の5%です。

しかしながら、日本の新聞、日刊紙はアジアの日刊紙の中の66%ですから、人口5%であって、日刊紙は70%に近い、それだけのシェアを持っている。

ラジオの受信機で申しますと、およそ、アジアの半分の46%、テレビの受像機は、さらに多く63%ということでございますから、人口で申しますと、日本の場合はきわめて有利でございますが、しかしながら、アジア諸国の場合には、コミュニケーション活動をやっていく基盤は不利な条件にあるということがわかると思います。

わが国は欧米諸国と比較いたしましても、先進的な部類に属するわけでございますが、しかしながらそれでは国際的なインフォメーション交換ということになってくるとどうであるか。

これは報告書の中には入っておりませんデータですが、日本新聞協会研究所が、去年の2月に、日本の朝日新聞、ソ連のプラウダ、中国の人民日報、東南アジアの新聞が相互にどのくらい報道しているかということとの調査をいたしました。

これは去年の2月の1週間でございます。これはだれもおよそ想像のつくことでございますが、たとえば、ニューヨーク・タイムズと、朝日新聞というものを比較いたしますと、1週間に朝日新聞の方はアメリカについて112本、記事があるわけです。ニューヨーク・タイムズの方は、それのおよそ5分の1が日本に言及している。

それが23本ということになりますから、日本人は絶えず、アメリカについて知ろうとしている。また事実知っている。

しかしながらアメリカの場合は、その5分の1程度のニュースを人々が受けているということになります。ただこれは2月の1週間でございまして、サンプルとして、どれだけ代表性があるかということについては大きな疑義がございます。そうしたものとして、参考資料として申し上げておきたいと思います。

そのお許しをいただいた上で申し上げますと、今度プラウダと、朝日新聞でございますが、プラウダの場合にも、朝日新聞の方がソ連についての報道が多い、46本。プラウダは1週間に8本でございますから、これも約6分の1、これも一方通行であるということになります。

中国の人民日報につきましては、朝日新聞が100本、中国について書いておりますが、中国の方は、これは37本、日本について書いているわけでございますから、この場合も、約3分の1です。

したがって、アメリカ、ソ連、中国、いずれをとりましても、こちらの方が多くの記事を書き、向う側はそれほどたくさんの記事を書いていないという、いわば、量的な不均衡があります。

これに対して興味深いのは東南アジアの新聞を、4か国の代表紙を集めて調べたわけでございますが、これは日本との間に、全く逆転関係があるということがわかりました。

朝日新聞は、東南アジア4か国について、1週間に11本の記事がございますが、4か国では日本について133本の記事を書いているわけでございまして、ちょうど量的に申しますと日本の10倍になります。

以上のようなこと、これは繰り返しになりますけれども、どれほどサンプルとしての妥当性があるかということについては、非常に留保していかなければならぬわけでございます。

新聞の数も多いのではございますが、報道内容というものについて考えますと、ソ連、中国、アメリカはニュース供給地になっております。そして日本はニュース受容国になっておる。

しかしながら東南アジアに対しては逆の関係を持っていることがわかるわけでございます。

こうした関係がどこからくるかというふうなことを私どもは委員会で検討いたしました。それはいろいろ理論もあるわけですけれども、非常に大きな枠組で申し上げますというと、歴史的な国際化が、西欧化という姿で進行したということに關係がございますでしょ

う。

したがって、政治、経済、文化の中心が、西洋にあり、その西洋の中にはソ連邦も含まれるわけでございますが、そこからさまざまな報道内容というものが供給されてくる。

しかしそれだけではないのは、なぜ、中国についてそういう報道がたくさんあるか。恐らく現在の時点で考えますと、政治的に世界にいくつかのセンターとペリフェリーがあるだろうと、つまり、中心と周辺ということでございます。

そういたしますと、中国も新中心になりつつあると日本人が認識している。ですからそれは新中心であるかどうかは別ですけれども、そのようなものとして認識していると考えていいだろうと。

さらに発展途上国の人々も交えた研究会でございましたから大いに議論を戦わせたことの一つに、やはり日本の場合に、いくらコミュニケーションの便宜が発展いたしましても、西洋の外の文化だということは重要な事実だということです。

本日の会も日本語で行っているわけです。日本語のコミュニケーションというものは、その日本語圏内です。日本の場合には、ほぼ日本国ということになりますが、その中では非常に自在に交換されるわけでございますが、ひとたび日本語圏外ということになりますというと、そのコミュニケーションというものは、当然、壁にぶち当つてくる。

では、英語圏ないしは、フランス語圏、そういうものの中にいれば問題は解消するかというと、もちろんそうではない。そうではなくて、日本語世界のなかで学問も起っているのですから、日本語の放棄というものにつながって、問題を解消させようということではなくて、むしろ、一種の緊張を世界語との間にはらみながら、どのようにして国際的なコミュニケーションに参加をしていくかという複雑な課題を含んでいるわけでございます。

こうした議論が報告書の中に詳細に述べられておりますが、いまのような角度から見ますと、当初は、発展途上国と先進工業国とのコミュニケーション問題として提起されましたけれども、それほど、ことは簡単ではない。

いま申し上げましたように、日本は通常の認識ではいわゆる、先進工業国でございますが、かといって、いわゆる、西側ではない。少なくとも文化的に考えますと西側でない側面を持っている。そういう日本の特

性というようなものが非常に重要である。

といいますのは、実は、世界の中にいま、多くの国が誕生しながらどのように国際コミュニケーションに参加をしていくかという共通の段階を抱えているわけでございまして、そうした意味における日本というもの特性というものは、非常に大きな国際的問題との関連をはらんでいるということになるわけでございます。

#### 4. 報道の自由

さて、第二の問題点としては、自由ということがございます。

これは学問についても同様でございますが、この委員会で主として取り上げられました、マスメディアに関連いたしましても、自由というものの確保がございませんと、国際コミュニケーションというのもも確保し、発展していくということはできない。

発展途上国について、さまざまな新しい報道を行っていけといいましても、特派員が自由に活動できないという状況がございます場合に、一体、いかにして、当該国情勢というものを報道することができるか。

これは報道に携わっている人たちにとって、非常に深刻な問題でございます。

わが国ではジャーナリストになるということが、命を賭けるというふうなものであるという、そういう常識が、ともすれば忘れられるように思われますけれども、事実上、現在の世界の情勢を見ますれば、これは常識的事態です。

IPI、インターナショナル・プレス・インスティチュート、そういう組織体がございますが、その調査で1976年から78年までの15か月についての調査がございますが、その間に国際的な活動に携わりながら、ないしは、国内的な活動に携わりながら殺されたジャーナリストは24人でございます。

ジャーナリストで誘かされたり傷ついたものが37人、爆弾を仕掛けられた会社が18ということでございますから、これは非常に頻々としてそうした事柄が起っていると考えざるを得ません。

いまのように事件が起らない場合には、報道というものは自由に行われているかというと、そうでもございません。

それは政治的な検閲が行われるということござりますし、また、企業の経済的な利害というものによって報道内容というものが限定されるという事実もあり

ます。

また、広告主が影響を与え過ぎるという事実もございます。

したがいまして、本当に自由の原則に基づいて、報道、言論、表現、そうしたものを活発なものとして維持していくということは、きわめてむずかしい課題です。

しかし、これを確保いたしませんと実は国際的なコミュニケーションの均衡というものを本当につくりあげていくことは不可能です。

したがって、均衡と自由の問題は、ばらばらの問題ではない。まさにこの論点から、国家の介入によって均衡を回復しようという、そういう議論が当初行われたのに対して、この委員会では、非常に鋭くそうした立場を認めないとということを主張いたしまして報告書はできあがったということです。

ただここでご報告申しあげておきたいのは、そうした基本的立場について、ソビエトから参加しておられた委員もサインをされたのであります。

ザミアチン氏が中途から共産党の報道部長に就任されましたので、あとは、ロセフ・タス通信社長が代わられたわけでございますが、原則については賛成を得ました。

ただ報告書の最終段階におきまして、特派員の取材というものと国家主権の維持というものが、そこを来たす場合、その場合には当該国家の主権保持を優先させるという原則につきまして、ロセフ・タス通信社長のみが、16人の委員の中で留保意見として、これを報告書に、少数ただ一人でございますが、少数者として付記したいということを申し出られて、われわれも少数の意見尊重という原則に基づきまして、これを了としたわけでございますから、すべての面におきまして自由に関連いたしまして16人が合意したわけではありません。

しかしながら、原則的な合意を得たということは、ご報告に値することであると思います。

#### 5. 国内のコミュニケーション

そこで第三の論点は、果たして、それぞれの国の中で、均衡と自由の原則が維持されているのかということです。

センターとペリフェリーというような考え方では、実は1つの国の中にも存在するわけでございまして、私自身が所属いたしております日本の全国紙というよう

なものは、これは世界的にもなかなか例のない巨大なものでございますが、果たして、日本の地方紙というのに同様の活発さがあるだろうか。まずそれをどのように確保していくことができるかということが大きな課題であるということあります。

また、自由の問題、これもわが国では原則的に自由というものを尊重いたしてはおりますけれども、しかしながら、一体本当にそれぞれの会社の中において、報道、表現の自由というものが、当該ジャーナリストの責任において十全に確保されているかどうかということは、実はさまざま法律上の関連もございますようにわが国ののような場合にも、なかなか深刻な問題をはらんでいることはいうまでもございません。

とりわけ、インドネシアのモクター・ルーピス氏が、自分は発展途上国からの人間であるけれど、しかしながら自分としては、ただ単に国際的な均衡や自由を求めるものではない。なぜならば発展途上国のインドネシア内部において不均衡があり、そして自由の阻害があるということです。

しかし、私たちの委員会は専門家によって構成されてるということもあり、モクター・ルーピス氏のご意見というものは、アフリカないしアジア、ラテンアメリカ、そうした地域の別を問わず、ほかの専門家の方も賛同された点であります。

何とかして非常にむずかしい国際的な状況、国内的状況がございますけれども、均衡と自由というものをそれぞれの国の中で、障害を克服しながら達成していくなければならない。こうしたことこの報告書といふものは盛り込んだわけでございます。

今年はチト一大統領がお亡くなりになりましたペオグラードで、ユネスコの総会が開かれるわけであり、その総会を控えまして、すでにさまざまな政府間会議、専門家会議というものが進行いたしております。これが単なる報告書の提出、あるいは、78年における総会での宣言の採択ということに終わるわけではなくて、今後、世界的な課題として検討していかなければいけないのです。

## 6. 報告書の勧告

勧告は多岐にわたっておりますが、要点だけを申し上げますと、1つは、やはりコミュニケーションのインフラストラクチャの強化、基盤の強化ということでございます。

第一点は、コミュニケーションだけを強くしようと

いうことは、仮に願望いたしましても、それは達成されることはあり得ないわけで、やはり当該社会における経済発展というのも前提になる。また、コミュニケーションの発展が、経済発展の前提になるという相互関係がある。

また、マスメディアだけを取りあげて政策を展開するということも有効性を持たないわけです。

当該社会における教育がどのように発展していくかまた、学術研究がどのように発展していくか。さらにはデータソースあるいはデータバンク、そういうものを準備し得る段階に入っていくことです。

そういう意味合いにおきまして、いわゆる、マスメディアをめぐるインフォメーション、コミュニケーションだけではなくて、それぞれの国が長期的な総合政策を持って、教育、科学、コミュニケーション、経済の諸関係を包含した政策の展開を行っていかなければならぬということを勧告をいたしているわけでございます。

さらに手近な問題といたしましては、現在、通信料、郵便料というものが途上国のために、必ずしも有利でないわけでございますから、こうしたことについての改善を具体的に図っていってはどうか。

また、さらに周波数や、静止衛星軌道の分配の公正を期する。これにつきましては、ご承知のようにワーグ、WARCで、検討は進められているわけでございますが、われわれも、また、勧告の中でこうした新しい技術の発展によって生じ易い格差、先進国と発展途上国との格差、こうしたものが、たとえば、静止衛星軌道の分配というところに現われるわけでございますからでき得る限りこうした分配の公正を期すことによって、基盤の上から発展途上国というものが、世界のコミュニケーションに参加し易い状況をつくっていくということを勧告いたしました。

また、これもいうまでもないことですが、さまざまなコミュニケーション技術、これが先進工業国に寡占化されるという状況は、長期的に見れば望ましいものではございませんから、やはり長期的な視野に立って、こうした技術を国際的に、いかにして共有していくかという問題、これについても検討が進行しなければならないということでおざいます。

勧告の第二点は、特に文化的、政治的、経済的な各主権国家の独立を尊重するということでございます。

それはどういうことであるかといえば、わが国の文化ないしは言語のことを私は先ほど例として申しあげ

ましたが、これは明治の初期以来われわれ日本人が深刻に考えてきた問題だと思います。

私は、たまたまいまも上智大学で教えているわけですけれども、国際的な教育とは何かという問題は、決して通常思われるほど、単純に解答できる問い合わせではないと思われます。

といいますのは、しばしば、それは、たとえば、西洋化すればいいというふうな安易な解答となって現われますけれども、それは西洋化の教育であり、国際化の教育というのは、やはり日本の文化と西洋の文化が衝突ないしは対立し合う中で、いかにして人間を育成していくかという事柄でございますから、そうしたことに価値の問題さらに、言語の問題というものが複雑にからみ合っていることはいうまでもございません。

いま世界の多くの国々は明治の初期の日本、また、今日の日本よりもきわめて深刻な状況にあるということを感じているという、非常に多くの報告がございますのは、経済、技術的な発展の低い段階にあるところへ、非常な勢いでもって先進国からのコミュニケーションというものが流れ込んでいる。そうした中で、発展途上国の人々が、自國ないしは自分の文化に属する言語というものの習得も容易でないという事情もございます。

そういう自分の言語の習得も容易でないという状況の中で、一体、いかにして経済的な発展を図っていくか、これは容易に図ることはできません。

しかし、実は、そういうことができない限り、世界的な安定というものを指向することも不可能なわけでございます。そういたしますと、それぞれの文化が持っている文化的なアイデンティティ、自己確認と申しますかそういうものを尊重していかなければいけない。

具体的に申しますと、たとえば、記者が発展途上国にまいった場合にも、文化や言語の学習というものが十分にされていない。これはわが国の場合も、決して満足すべき状況ではございません。

また、わが国に来ている外国からの記者の場合にも満足すべき状況にございません。

具体例を申しますと、日本に在住している300人を越える外国人記者、そういう方たちの相当数と私は接触がございますが、先般、会議を開きますと、ほとんどの会議の場合に、自在に日本語を使って仕事ができる。こういう人は、やっぱり、およそ1割ぐらいです。これは従来からみると大変な進歩でございますが、そ

ういう方向というものを強化していきたい。

日本人としても、そうした外国人に協力していきたいわけですが、他方、今度は、日本から西欧に、また発展途上国で活動いたします記者の場合に、その土地の言語というものを確実に習得するということが、実は国際的な、それぞれの文化の相対的な価値というものの尊重につながるわけでございまして、非常に重要な仕事だといわなければなりません。

また、イデオロギーの相違というようなものも、当然あるわけでございます。そういう意味合いにおいて今後の国際的な情報秩序をつくっていく上での価値の選択、そして新しい価値の尊重ということも、われわれがこの報告書の中で強調いたしたことあります。

そうしたことを具体的にどうやって行っていくか、これはすでに、われわれもいろいろな仕事をいたしているわけでございまして、たとえば、新聞協会では、いまでは毎年、諸外国、もちろん西洋だけではございませんが、記者の方を日本にお招きをして、そして日本の記者と一緒に仕事をしてもらうというようなことも、小規模ではございますが、始めております。

また、NHKが、アジア・ブロードキャスティング・ユニオン ABU いうものと協力いたしましてアジアの幾つかの地域にテレビ局をつくるという作業も進んでいるわけでございます。

以上申し上げたことは、要するに、私どもが、ここ3か年にわたって検討いたしてまいりましたことの要点でございます。

## 7. 今後の展望

先ほど申しあげましたように、NIEO、新国際経済秩序、これについて基本的な合意を得ている。世界の諸国との基本的な合意を得ているわけでございますから、一体、新国際経済秩序を具体的にどのようにつくりていくかという過程においては、意見の相違、また、政治的対立、非常に深刻な場合には、軍事的に危険もはらんでいるわけでございましょうけれども、NIEOに向かって、世界は動いていくというそうした流れについては、恐らく疑問はあり得ないと私は考えております。

われわれが委員会で活動いたしておりましたのも、すべてがそうした意味では合意をいたしております。それは直ちに、先進国と発展途上国との間の格差が縮まっていくというほど楽観的なものではございません。

それと並行いたしまして、NWIO、ニュー・ワールド、インフォメーション・オーダー、これも人類の存続に欠かすことのできない基盤です。

ですから最終的に出来あがる、ニュー・ワールド・インフォメーション・オーダーを、ユネスコ総会におきましても、われわれの委員会においても考えたわけではない。そういうものはありません。

そうではなくて、ニュー・ワールド・インフォメーション・オーダーというのは、一つのプロセスでございます。最終的に到達した姿というものはわからない。

むしろ、この80年代を一つの足掛りといたしまして今後の世界史の中で展開していくプロセスというものを、われわれは考えたわけでございます。

そのプロセスのなかで、直ちに戦争は、すべて防止でき、あるいは人種的な差別、あるいは経済的な貧困というものは除去されるというほど事柄は単純でないということを、これまた、私が申しあげるまでもないことあります。

それにもかかわらず、このプロセスというものが、われわれ人類にとっての基本的な問題についての、最小限の理解の基盤になるということをわれわれは認めたいと思います。

そして最小限の基盤になるだけではなくて、もしも成功いたしますならば、さまざまな具体的な問題、戦争や貧困や、あるいは差別や、そういうものを少しでも軽減していくという上に、役立ち得るものではないかと考えているわけでございます。

きょうの、学会創立20周年のお集りにふさわしい話かどうか私は非常に危ぶんだわけでございますけれども情報の問題、さらに、情報処理の問題を検討の皆様方に、たまたま、私が携わってまいりました、新世界情報秩序、これは日本人も含めた、人間の今後の大いな問題であると思いましたので、お招きに応じて、躊躇をいたさずお話を申しあげたわけでございます。

#### 質問 1

先ほど、アメリカの新聞には、日本の方がたくさん書いてない。日本の新聞には、アメリカの方がたくさん書いてある。

また逆に、東南アジアの新聞には日本の方が多い。日本の新聞には、東南アジアの方が書いてないというお話があったのですが、これは要するに、そういうことが情報のインバランスということではなくて、情報のインバランスがあるから、情報のたくさんあるところから少ないところへ、そういうふうに自然

に流れしていくというふうに考えてよろしゅうございましょうか。

永井 この問題は複雑だと思います。いま、おしゃる面も含まれていると思います。

たとえば、科学情報のようなものは西洋にあるわけですから、したがって、いまのような流れが生じてくるというふうに見ることもできると思います。自然に考えれば、いまのような情報秩序でいいんじゃないかという議論も成立する。

ところがそれと別に、たとえば、経済活動というようなことを見てまいりますと、日本の場合がそうでございます。韓国が、いま、そうでございますが、従来よりも経済活動が盛んになります。そのほかに、センターの活動というものがそれほど盛んでないというときに、センターとペリフェリーの新しい関係ができます。それに応じて情報が変わっていくかというと、必ずしもそうではない。

たとえば、日本での韓国情報、韓国の経済活動の情報は必ずしも満足すべきものではない。

いま、アメリカと自動車の問題が起っていますが必ずしも、そうではない。ですからその場合には、恐らく不均衡を問題にせざるを得ないと思います。

さらに、また、国際的な政治秩序をつくりあげていく上で、日本人はどういう願望を持っているか、アメリカ人はどういう願望を持っているかということを必ずしも、そういうときに、アメリカ人が思っている願望は日本に比較的伝わってくる。特に占領期からの流れがございますから当然だと。

その上に、西洋のデモクラシの型とか、モデルとか、そういうものがある。しかし、これが渡ってきたときに、日本人がどういう願望を持っているかということを、もうちょっと伝えていかなければならない。

したがって、不均衡の問題は、単純に、量といえない。質的な問題を含んでいるというのは、そういう意味合いでございます。

ですから何が不均衡かというのを決定していくことが非常にむずかしい。

そこで私たちが議論をいたしましたのは、そうであるならば、たとえば、國家が介入して規制をすべきではない。朝日新聞と、ニューヨーク・タイムズがもうちょっとよく話し合って、量や質について考えるべきだということです。

つまり、ニューヨーク・タイムズの編集長と、朝日新聞の編集長が話し合うわけです。自由に質というも

のについても相当、議論を戦わせてこういう形をつくりあげていかなければならぬ。何が不均衡なのかという問題についても、一義的な解答ができるないということございます。

私が思っているのは、たとえば、言語が一番簡単なんです。日本人は、今日も日本語で話しているわけですが、国際的に日本語で話したい人は多いだらうと思います。それから日本語で話せば立派に話せると思っている人も多い。

しかし日本語は通じませんから、そうすると日本人の中に、英語だと、フランス語がうまい人間がしゃべりやすいのです。

ということは、英語系やフランス語系の人たちには、あんまり伝わっていない。今度は言語文化の相違による質的インバランスということ、これは明らかです。

ですから不均衡問題というのは、1つ1つ領域を区別して考えないといけないと思います。

#### 質問 2

情報という意味で、定義の問題ですけれども、現在、コンピュータによる電気通信を媒介にする大きな、新世界情報秩序の中に、コンピュータ電気通信を媒介にした情報という問題については、いかがでござりますか。

永井 まず、プロセスから申しますと、第三世界から議論が起ったわけですが、初めは何を問題にしたかというと、新聞報道における支配を非常に問題にしたわけです。

ですから、もっと具体的に申しあげますと、世界の通信社というのは、大きな活動をしているのは5つしかないのです。アメリカのAP、UPIと、フランスのAFPと、イギリスのロイターと、ソ連のタスです。それが世界の情報を握っていて、そして発展途上国の新聞とか、テレビは、そこのニュースを使っているというのです。

そういうことになれば、世界の情報帝国主義というものが進行している。これを何とかしろという議論からことが起ったのです。

ところが議論をしていくうちに、実は、先進国のコンピュータや、電気通信を利用したインフォメーション、これがきわめて支配的に第三世界の中に入ってきたということが論じられるにいたりまして、通信社問題にとどまらなくなりまして、具体的に申しあげますと、先ほどの衛星中継のようなもの、さらに、ま

た、データバンクのようなものについて、ラテンアメリカの人たちが非常に主張いたしました。

発展途上国は、自分たちのデータソースを確立していない。それに対して、資本をどのように確保するか、また多くの技術者をどうやって養成していくかということが非常に問題になるようになりました。これは経過です。

したがって、これを何とかしなければいけないということは、非常に強く出たわけでございまして、報告書も、そこに力点を置くようにいたしました。

ただ報告書は、そもそも、マスメディアの問題から入ったわけでございますので、学術情報とか、学校教育という場面におけるコミュニケーション問題というのは、先に延ばすことになったわけです。

#### 質問 3

私どもが取り扱っている情報というのもと、一般的のそういう新聞記者の方が集めておられる情報というものは、非常に、本質的には同じものであります。が、その新しさというものを非常に追求されるのが新聞の方の情報の扱い方だと思います。

しかし新しいということは、不確実であるということとも意味すると。それがだんだん確実なものになってきて、学術の情報というようなことで、われわれがコンピュータに利用する。

またその新しいものをいくつか集めて、確実さを判定しながら利用するという、この情報の新しさというものは、何かご議論の中にあったのでございましょうか。

永井 ございました。実は、マスメディアにとっては、重要なことで新しくなければいけない。新しいということは、おっしゃるように、不確実である、誤りを含んでいる。

したがって、まさに、その理由からも、情報の多元性というものが必要であると。

つまり、1つの國の中でもそうでございますが、国際的にも、1つの事柄についての報道というものを多様に行っていく。つまり、競争関係というものがなければ誤りを直していくということは可能ではない。

この立場からも、報道の自由、また表現の自由というものを、われわれは尊重していかなければならぬ。

つまり、速報が行われますときに、絶対にそれが正確であるという保証をともなっていないのです。

ですから不正確だということを前提にして報道する

ということはないと思いますが、正確をめざすわけですが、正確たり得ない。そのことが報道の自由と原則的にかかわってくるということはこれは非常に強く主張している点でございます。

ですから、いろいろ試された報道内容というものが最終的に学会で取りあげられるというわけですね。ジャーナリズムの仕事というものは、非常なリスクをともなっているということです。しかし、それはともなっても、それをしなければいけない。そのことを強くいっておきます。

それと関連いたしまして、訂正問題というものと、返答問題というものがあります。レクティフィケーションとリプライです。

いまこれは国際的に大きな問題になってきておりますけれども、これにつきましても、非常にむずかしい議論もございます。私は、報告書の詳細は省きますが、報道というのは、間違い得るのです。そして間違っております。

そうすると、レクティフィケーション、訂正権というものを人間も持っており、また、国家も持っているということがあります。

たとえば、日本の、ある報道機関が、ある外国の政治活動、ないしは、経済活動について報道したという場合、その国が間違っているというふうに思うことはいくらでもあります。

具体例を申しあげると、領土問題は非常にそういうことがあります。そうすると、その国

が訂正権を持つわけです。訂正権を持って、日本の政府に交渉して、政府が責任を持ってその報道というものの直す。たとえば訂正を載せるという問題があるわけです。

われわれの報告書が到達いたしました結論は、政府にはない。しかしながら、訂正権を受け取る責任といいうものは、報道を行った当事者にあるということござります。そういう形で議論をいたしました。

たとえば、国の中でも報道によりまして、さまざまな危害を受ける人があります。その人たちは訂正を求めてくる。それに対して国が保証をするのか、報道機関がするのか、さらに、また、国民が参加したプレス協議会というものをつくるべきであるか。これも、いま非常に議論をされている。

アメリカ合衆国の場合、ヨーロッパよりは若干遅れているわけですが「プレス・カウンセル」というものをつくることになりました。「プレス・カウンセル」というものは、ジャーナリズムの人も参加をいたしておりますが主体は市民でございます。市民が一定報道に對してそれによって被害を受けた場合に、そこに提訴する。これも国が責任を持つのではなくて、そういう市民的組織体をつくって、今後処理していくべきであるという結論を出しました。

ですからおっしゃいました速報の問題、さらにまたそれが間違っていたとき、どうするかというような問題、これは報告書では、第四部にあたるわけでございますが非常に議論をされているわけです。